

## 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条の規定に基づき、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、規約第14条の規定に基づく稲沢市、祖父江町及び平和町(以下「1市2町」という。)の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度協議会の予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算書の写しを速やかに1市2町の長に送付しなければならない。

### (予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

### (歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款及び項の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款及び項の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項の区分を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会の出納員を命ずることができる。

2 協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、協議会の会議に報告しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、会計年度終了後遅滞なく、協議会の決算を調製し、監

査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算書の写しを1市2町の長に送付しなければならない。

(補則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 平成15年度については、第2条第2項中「年度開始前に協議会の会議を経なければならない。」とあるのは「第1回の協議会の会議の承認を得なければならない。」と読み替えるものとする。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

歳入予算の款及び項の区分

款	項
1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県支出金
3 諸収入	1 諸収入

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

歳出予算の款及び項の区分

款	項
1 協議会費	1 協議会費
	2 事業費
2 事務局費	1 管理費
3 予備費	1 予備費